

議案第92号

三朝町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年12月19日

三朝町長 吉田秀光

平成12年12月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(助成)	(助成)
第3条 略	第3条 略
2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。	2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。
(1) 別表第1号及び第2号に掲げる者にあつては、医療費の全部の額	(1) 別表第1号及び第2号に掲げる者にあつては、医療費の全部の額
(2) 別表第3号に掲げる者のうち病院等に入院しているものにあつては医療費（入院時の食事療養に係る費用を除く。）から一部負担金の額に相当する額（以下「一部負担金相当額」という。）を控除した額	(2) 別表第3号に掲げる者のうち病院等に入院しているものにあつては医療費（入院時の食事療養に係る費用を除く。）から老人保健法の規定（同法第28条第2号の規定を除く。）の例により算定した一部負担金の額に相当する額（以下「一部負担金相当額」という。）を控除した額
(3) 及び(4) 略	(3) 及び(4) 略
3 前項第2号の一部負担金の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	
(1) 老人保健法第17条第1項第1号から第	

4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。） 同法第25号第3項に規定する保険医療機関等（薬局を除く。以下「保険医療機関等」という。）ごとに1日につき530円

(2) 老人保健法第17条第1項第5号に掲げる給付 保険医療機関等ごとに1日につき1,200円

4 医療を受ける者（老人保健法第17条第1項第5号に掲げる給付を受ける者を除く。）が同一の月に同一の保険医療機関等において前項第1号に掲げる給付を5回以上受けるときは、同法の規定にかかわらず、5回目以降の同法の給付に係る同法の一部負担金の額は、0円とする。

5 社会保険各法の規定により健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第79条第5項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係る認定を受けている者が、同一の月に同一の保険医療機関等において受けた当該疾病に係る第3項各号の給付に係る一部負担金の額は、同法の規定にかかわらず、1万円を上限とする。

6 医療を受ける者（次項の規定の適用を受ける者を除く。）の属する世帯の生計を主として維持する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該医療を受ける者が同一の月に同一の保険医療機関等において受けた第3項第2号に掲げる給付に係る同法の一部負担金の額は、同法の規定にかかわらず、35,400円を上限とする。

(1) 当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。）が課されない者又は市町村の

条例で定めるところにより市町村民税を免除された者（市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

(2) 当該医療を受ける日の属する月において、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である者であつて規則で定めるもの

7 医療を受ける者が、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有し、かつ、その属する世帯の生計を主として維持する者が前項各号のいずれかに該当する場合には、第3項第2号の一部負担金の額は、同法の規定にかかわらず、保険医療機関等ごとに1日につき500円とする。

8 第3項第1号の一部負担金の額は、医療を受ける者が保険医療機関等から受けた給付について老人保健法第30条第1項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額を上限とする。

9 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等は、第3項第1号、第4項、第5項（第3項第1号の給付に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

第4条 （略）

（一部負担金相当額の支給方法）

第5条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける被保険者等（別表第1号及び第2号に掲げる者並びに同表第3号に掲げ

条例で定めるところにより市町村民税を免除された者（市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

(2) 当該医療を受ける日の属する月において、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である者であつて規則で定めるもの

7 医療を受ける者が、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有し、かつ、その属する世帯の生計を主として維持する者が前項各号のいずれかに該当する場合には、第3項第2号の一部負担金の額は、同法の規定にかかわらず、保険医療機関等ごとに1日につき500円とする。

8 第3項第1号の一部負担金の額は、医療を受ける者が保険医療機関等から受けた給付について老人保健法第30条第1項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額を上限とする。

9 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等は、第3項第1号、第4項、第5項（第3項第1号の給付に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

第4条 （略）

（一部負担金相当額の支給方法）

第5条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける被保険者等（別表第1号及び第2号に掲げる者並びに同表第3号に掲げ

る者のうち病院等に通院しているものに係る医療費の助成を受ける被保険者等を除く。)は、第3条第2項に規定する一部負担金相当額を医療機関等に支払うものとする。

る者のうち病院等に通院しているものに係る医療費の助成を受ける被保険者等を除く。)は、第3条第2項に規定する一部負担金相当額を、老人保健法第28条の規定の例により医療機関等に支払うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成13年1月5日までの間におけるこの条例による改正後の三朝町特別医療費助成条例第3条第5項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生大臣」とする。

(調) 条4第

(調) 条4第

(過次給支の贈与財金賦負給一)

(過次給支の贈与財金賦負給一)

無期でよつ給するす支賦取取1第条前 条2第  
及号1第条(呢) 等香期利給るた受支給出の費  
て給と号と第条同つむ並香るた賦と号と第

無期でよつ給するす支賦取取1第条前 条2第  
及号1第条(呢) 等香期利給るた受支給出の費  
て給と号と第条同つむ並香るた賦と号と第